



平成 29 年 4 月 17 日

各 位

会社名 株式会社ライフフーズ
代表者 代表取締役社長 大平 毅
(コード番号: 3065)
問合せ先 管理本部・広報室長 新家 祥孝
(TEL. 06-6338-8331)

**単元株式数の変更、株式併合ならびに定款の一部変更及び
株主優待制度の一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 4 月 17 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 31 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしました。併せて株主優待制度の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更
 - (1) 変更の理由
全国証券取引所が、全ての国内上場会社の単元株式数（売買単位）を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めましたことから、これに対応するものです。
 - (2) 変更の内容
単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。
 - (3) 変更予定日
平成 29 年 9 月 1 日
 - (4) 変更の条件
本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。なお、本件にかかる定款一部変更は、会社法第 195 条第 1 項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載の通り単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成29年9月1日をもって、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式5株につき1株の割合で併合する。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年2月28日現在)	18,302,000株
今回の併合により減少する株式数	14,641,600株
株式併合後の発行済株式総数	3,660,400株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

株式併合前の発行済株式総数	24,000,000株
株式併合後の発行済株式総数	4,800,000株

(3) 併合により減少する株主数

平成29年2月28日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,841名(100.0%)	18,302,000株(100.0%)
5株未満	71名(3.9%)	91株(0.0%)
5株以上	1,770名(96.1%)	18,301,909株(100.0%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様71名(所有株式数の合計91株)は、株主としての地位を失うこととなります。

なお、当該株主様は、株式併合の効力発生前に会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 9 月 1 日をもって、以下の通り変更されます。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>24,000,000</u>株とする。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p>	<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,800,000</u>株とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>

4. 日程

取 締 役 会 決 議 日	平成 29 年 4 月 17 日
株 主 総 会 開 催 日	平成 29 年 5 月 25 日 (予定)
効 力 発 生 日	平成 29 年 9 月 1 日 (予定)

上記の通り、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 9 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 8 月 29 日となります。

5. 株主優待制度の一部変更

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴い、株主優待制度の一部を変更することについて決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

(1) 変更の理由

本定時株主総会において、平成 29 年 9 月 1 日を効力発生日とする当社株式の併合（5 株を 1 株に併合）に関する議案が承認可決されることを前提条件として、当社株主優待制度を一部変更するものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数の変更及び株式併合後の株主優待制度の基準となるご所有株式数は、株式併合の割合に応じ、以下の通りといたします。なお、この改定は、単元株式数の変更及び株式併合に伴うものであり、株主優待制度の実質的な内容の変更を伴うものではありません。

現行ご所有株式数	単元株式数変更及び株式併合後ご所有株式数	ご優待内容 株主優待券 500 円券
1,000 株以上	200 株以上	6 枚 (3,000 円分) ※希望によりお米券 (3 Kg 相当) と交換可

- (3) 対象となる株主様
毎年2月末日及び8月末日現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社株式200株(2单元)以上を保有する株主様といたします。
- (4) 変更の時期
平成30年2月28日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様から変更となります。なお、平成29年2月28日現在及び平成29年8月31日現在を基準日とした株主優待は、上記現行の基準に基づき実施いたします。
- (5) 株主優待制度の変更の条件
本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株式の議決権の単位及び証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、5株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わるわけではありませんので、株式市況の動向など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の5分の1となるものの、逆に1株当たり純資産額は株式併合前の5倍となるからです。

また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の5倍となります。

Q 4. 投資単位（1単元株式数あたりの金額）はどうなりますか。

株式併合により、理論上の株価は併合前の5倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、投資単位は従前に比して2分の1の金額となります。

Q 5. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所JASDAQ市場に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更するものです。

また、全国証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位を5万円以上50万円未満としており、当社株式の単元株式数を100株に変更するだけでは、現状の株価水準を勘案すると、望ましい投資単位とはならない可能性があります。従いまして、併せて5株を1株に株式併合することを予定しております。

今回の変更は、当社株式の投資単位を従前に比して2分の1の水準に引き下げ、また株価や1株当りの利益・配当等の指標について他社との比較を容易にすることで、投資家の皆様が当社株式に対してより投資しやすい環境を整えることを目的としています。

Q 6. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後については、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主の保有株式数や議決権はどうなるのでしょうか。

株主様所有の当社株式数は、今回の単元株式数の変更及び株式併合の効力発生（平成29年9月1日予定）の前後で、次の通りとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権の数	ご所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	2,000 株	2個	400 株	4個	なし
例②	1,261 株	1個	252 株	2個	0.2 株
例③	1,000 株	1個	200 株	2個	なし
例④	565 株	なし	113 株	1個	なし
例⑤	267 株	なし	53 株	なし	0.4 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例②、⑤、⑥のような場合）は、端数株式の全てを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買取り、端数が生じた株主様に対し、その処分代金または買取代金を、端数に応じてお支払いさせていただきます。また、効力発生前の所有株式が5株未満の場合（上記例⑥のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うことになります。

端数株式の処分代金または買取代金につきましては、平成29年10月中旬頃、お支払いさせていただきます。予定にしております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し、または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 7の例②、④、⑤のケース）は、単元未満株式の買増し、または買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q 7に記載の通り、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

当社の株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 [連絡先] 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話照会先 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上